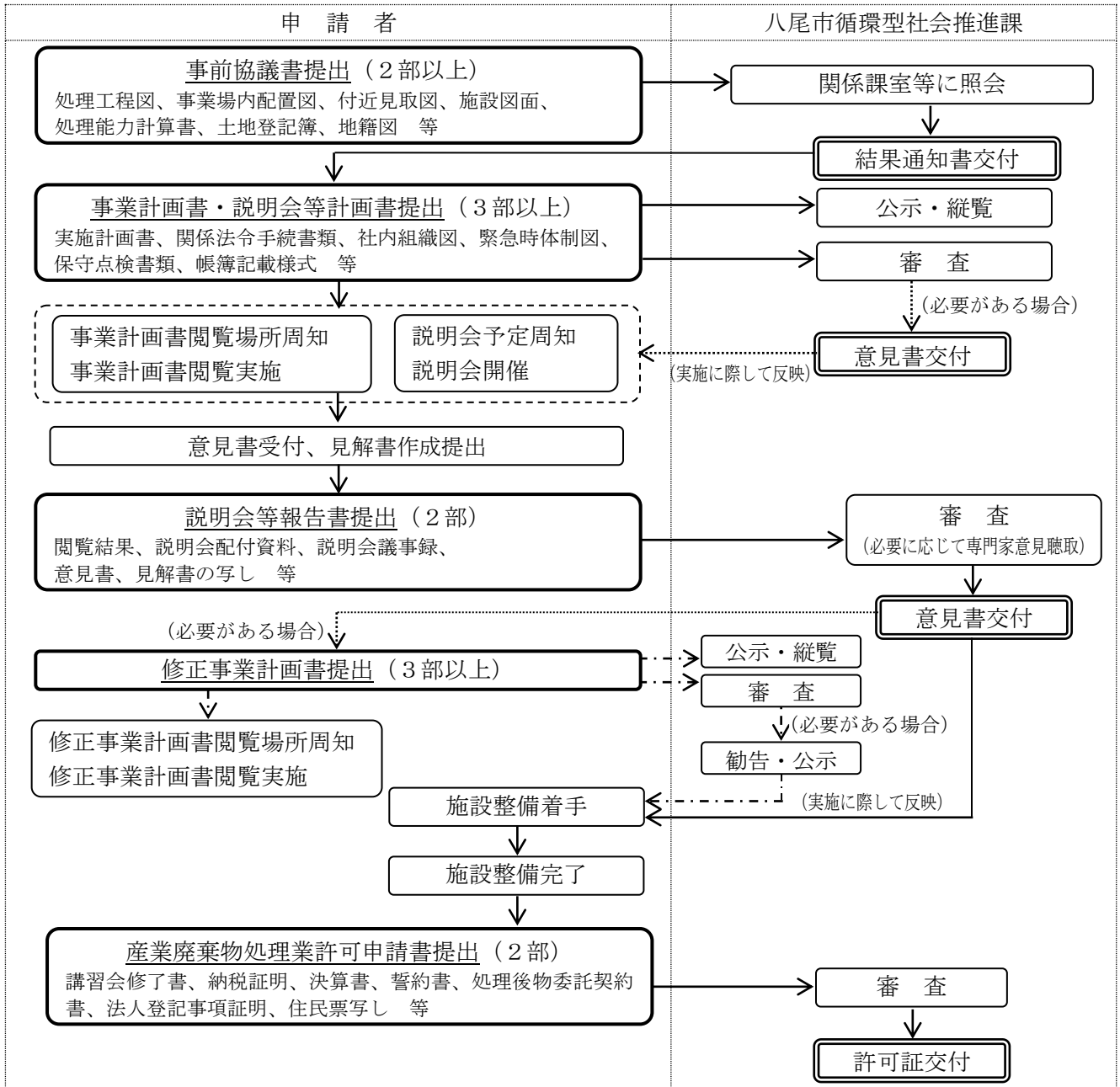


# 産業廃棄物処理業許可申請について

## (処分業及び収集運搬業 (積替え・保管を含む))

### 1 手続きの主な流れ



### 2 許可の手続きにおける重要事項

#### (1) 地元説明会の実施及び見解書の提示

申請者は地元説明会を開き、下記の関係住民の意見に対し見解を示す必要があります。

- 1 申請地所有者 : 申請地は廃棄物を保管又は処理する場所
- 2 隣接地所有者及び占有者 : 隣接地は地籍図より決定
- 3 自治会の区域の居住者 : 自治会の境界に申請地がある場合は隣接する自治会も含む。自治会がない場合は申請地を含む街区及びその隣接街区。
- 4 第1次放流先の水利権者 : 工程排水がない場合は対象外
- 5 法第15条許可を伴う場合は、環境影響調査書に記載された影響があると認められた地域に居住する者
- 6 上記地域内の事業所に勤務している者、上記地域内の土地における農業経営者

#### (2) 公害防止施設の検討 (下記の措置をとること)

- ・飛散及び流出防止措置
- ・粉塵等発生防止措置
- ・騒音振動発生防止措置
- ・地下浸透防止措置
- ・悪臭発散防止措置
- ・汚水処理措置
- ・害虫等発生防止措置
- ・火災発生防止措置
- ・雨水流入防止措置

### (3) 欠格要件・講習会受講

欠格要件：廃棄物処理法に基づく欠格要件に該当しないことが許可条件。

講習会受講：(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会修了証が必要。

〔 修了証の受講者は法人の場合、代表者もしくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者。個人の場合は当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者。〕